

釧路市音別町指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 釧路市が開設する釧路市音別町指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び第1号通所事業（以下「通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員（以下、「通所介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者または事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話、機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 釧路市音別町指定通所介護事業所
- (2) 所在地 釧路市音別町中園2丁目119番地1（釧路市音別町福祉保健センター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務 1名）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名（常勤専従 1名、サービス提供時間内に1名以上配置）
生活相談員は、利用者の日常生活の相談及び指導に当たる。
- (3) 介護職員 3名（常勤専従 2名、非常勤専従 1名）
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び介護に当たる。
- (4) 看護職員 1名（非常勤兼務 1名 機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名（非常勤兼務 1名 看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に当たる。
- (6) 調理員 2名（非常勤専従 2名）
調理員は、通所介護利用者への昼食の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、釧路市の休日を定める条例第1条第3号及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時00分から午後3時までとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、1日につき10名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
 - ア 入浴の形態
 - ①一般浴槽による入浴
 - ②一人浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

(通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画及び介護予防通所介護計画を利用者に交付する。
- 4 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 通所介護等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された自己負担割合に応じた額とする。ただし、保険料の滞納等により保険給付額が減額されている場合は、減額後の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

(1) 食費

食事1回分につき 600円

(2) 前号に掲げるものの他、通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

実 費

3 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 通所介護従事者は、通所介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡し上その指示に従うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、釧路市音別町全域とする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを釧路市に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は通所介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 通所介護従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容に明記する。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成28年3月31日から適用する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。